

# 和光市国民健康保険運営協議会

## 第1回会議録

令和5年7月4日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録 (要旨)	
令和5年度 第1回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和5年7月4日(火) 13時30分
開催場所	旧保健センター 2階 会議室
開会時刻	13時30分
閉会時刻	14時16分
出席委員	事務局
清水 善行 和田 百合子 市島 真里 青木 二郎 内野 裕嗣 菅野 隆 佐々木 淳 細田 泰雄 小田原 紀慧子 鈴木 正敏(会長) 山崎 操(会長代理) 富澤 仁 渡部 尚典  (13人)	保健福祉部長 長坂 裕一 保健福祉部次長兼健康保険医療課長 梅津 俊之 健康保険医療課主幹兼課長補佐 細野 千恵 (新型コロナウイルスワクチン接種事業推進プロジェクト・チームリーダー) 健康保険医療課長補佐兼保健センター所長  飯田 真子 健康保険医療課長補佐 宮園 誠吾 国保医療政策担当統括主査 齊藤 哲也 ヘルスサポート担当主査 端山 明子 国保医療政策担当主任 埴岡 大将 国保医療政策担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 2人
佐々木 好評 佐藤 貴映  (2人)	
備考	会議資料 次第、資料1、資料2、資料3、参考

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 報告事項</b></p> <p>報告事項「和光市国民健康保険税条例の一部改正について」、事務局から資料1により報告。</p> <p>今回の改正は、令和5年3月31日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令により国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引き上げが令和5年4月1日から施行されることから、市としてはこれに合わせて和光市国民健康保険税条例を改正したものの。</p> <p>内容は、国民健康保険税の軽減判定の拡充を図るもの。</p> <p>国民健康保険には、所得の少ない方に配慮し、その所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減という3段階の法定軽減制度が定められている。このうち、今回は5割軽減、2割軽減の軽減の対象となる金額を引き上げるという内容。</p> <p>これにより、被保険者にとって有益な改正のため、通常、条例改正は議会の議決によることとしているが、専決処分により対応したことを報告。</p>
鈴木会長	<p>当該軽減により減額することでどのような影響があるか、また減額に対する国からの交付金はあるか。</p>
梅津次長	<p>当初予算作成時点の見込みを算出した令和4年12月15日時点のデータを用いて令和5年度基準で試算したところ、5割軽減の対象は786世帯、1,268名から、改正により805世帯、1,297名となり、新たに19世帯29名が5割軽減の対象となる。一方、2割軽減の対象は786世帯、1,314名から改正により、813世帯、1,378名となり新たに27世帯64名が2割軽減の対象となり、軽減額は概算で約100万円となる。減額に係る補助としては、当該減額分の1/2が国、1/4が県の負担となり負担金が交付され、残りの1/4が市の一般会計の負担となる。</p>

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p><b>3 諮問事項</b></p> <p>諮問事項「和光市国民健康保険ヘルスプランの策定について」、事務局から資料2、資料3、参考により説明。</p> <p>和光市国民健康保険ヘルスプランは、「国民健康保険事業計画」「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」「特定健康診査等実施計画」の3本の計画の総称。各計画の概要を説明。</p> <p>3本の現計画期間が令和5年度までとなっているため、令和6年度からの次期計画を策定する必要があり、令和5年度はその策定期間となっている。</p> <p>基本的な国民健康保険ヘルスプランの内容については、現行の国民健康保険ヘルスプランの内容を評価し更新する形で作成していくことが考えられるが、データヘルス計画については全ての保険者に策定が求められ、効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、国においてデータヘルス計画の標準化等の取組の推進と評価指標の統一が掲げられたことから表示の仕方等を一部修正する予定になっている。</p> <p>委員の皆様には、国民健康保険税率及び算定方式の見直しについて主にご審議いただく。</p> <p>国民健康保険税率の算定にあたり、関係してくるのが資料3の埼玉県国民健康保険運営方針となる。県内自治体はこの運営方針に基づき、保険税率の設定や法定外繰入金の解消等の基本的な考え方に基づき国民健康保険事業を実施していくこととなる。資料3は第3期、令和6年度から3年間の埼玉県国民健康保険運営方針の骨子で、現在埼玉県において作成中となっている段階の概要版である。この運営方針には、法定外繰入金の解消や保険税水準の統一、医療費の適正化の取組についての考え方が示されている。</p> <p>内容として、資料3の2ページ上段「2国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し」の2つ目の点には「令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、決算補填等目的以外を含めた法定外一般会計繰入金全体を令和8年度までに解消することとする」としている。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>また、「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」2つ目の点には「令和9年度の準統一に当たっては、全市町村で賦課方式を2方式、賦課限度額を政令同額で統一する」としている。</p> <p>和光市は現ヘルスプランでは令和3年から令和5年の3年間で3億円の法定外繰入を行い、被保険者の負担軽減に努めているところだが、令和8年度までに法定外繰入金を解消することとなるとそれを踏まえた国民健康保険の財政運営を検討しなければならない。また、算定方式についても和光市は所得割、均等割、資産割、平等割の4方式にて保険税を算定しているが、所得割と均等割のみで算定する2方式を採用する方向での検討が必要となる。</p> <p>右上参考と記載の資料により、令和5年度の運営協議会及びヘルスプラン作成のスケジュール感について説明。</p> <p>本日が第1回運協となり、次回第2回運協が8月2日に開催予定。ここでは令和4年度の決算状況の報告、令和5年度9月補正予算の審議、国保ヘルスプラン、主に税率・算定方式の審議を予定している。第3回運協は10月初旬を予定、第2回運協での税率・算定方式の審議の内容次第で新たな資料の提供を行いながら審議を行う予定。第4回運協は、11月末に開催予定で、令和5年度12月補正予算の審議、引き続き税率・算定方式の審議予定。第5回運協は、12月末に開催予定で、第4回までの審議内容をヘルスプラン（案）にし、運営協議会として決定していく。1月には、市民へ向けてパブリックコメントを20日間実施し、市民説明会を行い、広く意見を聴取する。第6回運協は、令和6年2月に行い、令和5年度3月補正予算、令和6年度当初予算、令和6年度以降の国保税条例の改正の審議・決定を行う。</p> <p>来年度からの3年間の国保事業運営に関する重要な審議になる。審議会数も例年より多くなっている。今日は具体的な数字の提案というよりは今後の方針について事務局から出されたが質問等は如何か。</p> <p>昔は市町村が保険者であったが、法律が変わり県と市町村が保険</p>

発言者	会 議 内 容
梅津次長	<p>者になった。県としても県の方向性は持っており、県下の保険税率を統一していくことが基本方針となっている。各市町村はこれを検討しながらその方向へ進んでいく状況にある。</p> <p>国民健康保険税率及び算定方式の検討については、第2回以降の運営協議会で議論いただくが、説明にもあったとおり、第3期の埼玉県国民健康保険運営方針の骨子では、令和9年度からの保険税水準の準統一に向けて、準統一の目標年度である令和9年度には、全ての市町村で所得割と均等割による2方式にするとしている。また、令和5年4月1日現在で、県内63市町村中、43市町村が2方式を採用している。</p> <p>現在、和光市では、所得割と均等割に、資産割と平等割を加えた4方式を採用しているが、準統一の目標年度である令和9年度から県が定める2方式の市町村標準保険税率による税率を採用した場合、被保険者の皆様に急激な負担増をお願いすることになることが想定される。</p> <p>令和9年度での急激な負担増を避けるため、次年度、令和6年度から令和8年度までの3年間を用いて、激変緩和を図りたいと考えている。</p> <p>そのため、令和9年度からの2方式による市町村標準保険税率に応じた激変緩和措置を検討するに当たっては、和光市においても令和6年度から2方式を採用することとし、2方式を採用した上での激変緩和措置を検討することが、より現実的な激変緩和措置の実施につながるものと考えている。</p> <p>具体的な国民健康保険税率については、次回以降の運営協議会で議論いただくが、算定方式については、令和6年度から2方式を採用することについて、本日の会議で決定していただければと考えているが如何か。</p>
鈴木会長	<p>事務局から算定方式について令和6年度から3年間の中での2方式の採用をしたいとの説明があった。令和9年度から急に2方式へ変更した場合、税率の変更以外にも算定方式の変更でも、税額について相当影響がでるだろう。税負担の変化については被保険者にと</p>

発言者	会 議 内 容
梅津次長	<p>っては関心が高い。意見、質問は如何か。</p> <p>算定方式について令和6年度から2方式とする方向で承認する。</p> <p>次回以降具体的な数字を示し、2方式にした場合等のシュミレーションを用意し、議論いただく。</p>
鈴木会長	<p><b>4 その他</b></p> <p>5月から新型コロナウイルスが5類相当となったが、国保の医療費の変化及び感染状況は如何か。</p>
細野主幹	<p>5月7日まで感染状況を毎日公表していたが、5月8日に5類相当になってからは、県から指定を受けた医療機関による1週間単位での定点報告となった。5月8日～5月14日では、県で783件（一か所当たり3.02件）、朝霞保健所管内で77件（一か所当たり3.35件）であった。保健所単位での公表となっているため、和光市単独の数値は把握できない。また直近の情報として、6月19日～6月25日では、県で1,873件（一か所当たり7.18件）、朝霞保健所管内で165件（一か所当たり7.17件）。当初から2倍の数値となっている。定点報告は和光市のHPにも掲載している。</p> <p>ワクチンの接種状況は、R5年春開始接種として8月末まで実施している。対象者は、65歳以上の方、基礎疾患のある方、医療従事者となっており、約17,500人である。6月17日時点の接種状況は、接種開始から1カ月半で52.7%となった。年代別では、64歳以下で36.5%、65歳以上で56.3%。令和4年秋開始接種の接種状況が65歳以上で84%であったことから、65歳以上の接種率は伸びると考えている。集団接種では5月18日～6月17日の約1カ月で定員5,880人のところ、4,928人接種しており用意した枠の83.8%接種いただいた。</p>
宮園課長補佐	<p>被保険者は検査も含め自己負担が生じているが、保険者としての立場でいうと、5類相当以前から変わらず7割若しくは8割分を国</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>保が負担している状況。</p> <p>コロナの費用額等は現時点で把握できていないが、連合会等からのデータで捕捉出来るようであれば、注視していきたい。</p> <p>メディアでは発熱があっても診療しない方がいると報道があったが、医療機関での状況は如何か。</p>
細田委員	<p>自己負担になってから検査目的の来院はほとんどいない。抗原検査キット等で対応しているものと思われる。ここ1年、コロナ自体で入院など高額な医療費が発生する方はいないが、コロナによる後遺症というか嚙下が悪くなり誤嚥性肺炎になるなど、ご高齢の方で入院する方はいる。5類相当になったからといって特別な変化はないが、沖縄県で感染が拡大しているため状況を注視したい。</p>
清水委員	<p>保険税の準統一と完全統一ではどのような違いがあるのか。</p>
梅津次長	<p>保険税率の完全統一とは県が定めた単一税率を全市町村が賦課するもので、準統一とは県が市町村ごとに標準保険税率を示し、市町村は当該税率を賦課するというもの。</p>
清水委員	<p>県は完全統一の時期について、予定を立てているのか。</p>
梅津次長	<p>完全統一には各市町村の収納率の格差が課題になっている。この格差がある程度縮小されてから完全統一に向かうと考えられるが、現状、県から具体的なスケジュールは明示されていない。</p>
	<p>5 閉 会</p>